

平成二十六年十一月

第二回定例会代表質問

区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

皆様、桜井ただしです。

本日はお忙しい中を『桜会ファミリーの集い』にお越し下さり有難うございました。心からお礼を申し上げます。

私の後援会は『桜会ファミリーの集い』という名のとおり、家族のように親しく何でも話せて、お気軽にご相談いただける会です。皆様とはいつも心が通じ合える、そんなお付き合いができればと思っております。これからも宜しくお願い申し上げます。

さて、私も区議会議員四期十四年目を迎え、自民党議員団の政調会長として、又議会では企画総務委員会の委員長として区民の皆様のご期待に応えられるよう頑張っているところです。

本日、お届けする区政報告は平成二十六年第三回定例会に於いて私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。

今後も区民の皆様の為、一生懸命頑張って参りますので、宜しくお願い申し上げます。



【議会関係現職】

自由民主党議員団 政調会長

千代田区議会 企画総務委員会委員長

千代田区議会 議会運営委員会委員

千代田区議会 公共施設整備特別委員会委員

千代田区議会 駅及び駅周辺環境整備特別委員会委員

千代田区議会 オリニピック・パラリンピック

対策特別委員会委員

千代田区議会 議会活動条件整備検討会委員

千代田区 都市計画審議会委員

平成二十六年第三回定例会において、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

初めに、さきの観測史上最大となる集中豪雨によって、川の氾濫や土砂災害によって多くの犠牲者が発生し、いまだに多くの方々が不自由な生活を強いられていることに、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興がかなうよう、お祈りをしたいと思います。

さて、今月、九月三日、国政では第二次安倍改造内閣が正式に発足をいたしました。安倍首相は、この改造内閣を「実行実現内閣」と位置づけ、引き続き経済施策を最優先課題としてデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力を尽くすことを強調されました。

そして、今回の改造では、新たに女性が輝く、活躍の場を広く、官庁はもとより企業にも要請してきた安倍首相として、女性官僚を過去最多に並ぶ五人とし、「女性活躍担当大臣」を新たに設け、さらに、もう一つの看板施策である「元気で豊かな地方創生実現」に向けて地方創生担当大臣を設けることといたしました。

九月五日の読売新聞の緊急全国世論調査によると、安倍内閣の支持率は64%で、前回の調査から13%も上昇いたしました。これは、民主党政権では全く解決ができなかったさまざまな難題を首相自らが解決をしようとする、

その姿勢に誰もが一国の総理として頼もしく、信頼の持てる印象を持たれたことと思います。まさに国政は「決められない政治」から「実行力のある決められる政治」、まさに「実行実現内閣」に変わりました。自民党はこれからも広く国民の信頼に応えられるよう、現状に甘んじることなく、国政、都政、区政の連携のもと真摯に取り組んでまいります。

さて、我が国における「有力紙」の一つであります朝日新聞社に対して、国民から批判の声が日に日に高まっております。朝日新聞は、三十年以上も前から慰安婦の問題を世論に喚起されてきました。しかし、去る八月五日付の朝刊では、「慰安婦問題を考える」と題し、自社の過去の報道を検証し、ようやく一部の記事を訂正いたしました。なぜ朝日新聞は十分な裏づけがとれない記事を、今日に至るまで正しいものとして報道し続けたのでしょうか。このことは、国民に対して誤った認識を植えつけるだけでなく、我が国の安全保障をも脅かす事態に発展をいたしております。また、戦後、数多くの方々が、諸外国との草の根の交流を続けてきましたが、こうした方々の努



力も、この誤った報道によって水泡に帰してしまいました。確かに、我が国では、日本国憲法第二十一条において、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とされており、したがって、これらの考えを新聞紙上で表明することには一向に差し支えありません。

しかしながら、国益を損ない、国民を危険にさらすような誤った報道を続けたあげくに、訂正すれども謝罪なし、さらには、このことを指摘した池上彰氏のコラムの掲載を拒否するという態度は言語道断であります。これがそのときの記事であります。

みずからの主張は行一方で、否定的な記事を掲載しないという新聞社に表現の自由を主張する権利が果たしてあるのでしょうか。

さらに、朝日新聞の誤報は慰安婦問題にとどまりませんでした。本年5月20日には、東日本大震災による福島第一原子力発電所の現場で、当時の故吉田所長の命令に違反して所員の9割が撤退したと、朝日新聞は報じました。あたかも多くの所員らが吉田所長の命令を知らながら、第一原発から逃げ出したような印象を与える間違った記事を伝えたのです。そして、この報道を受けた外国メディアは、「パニックに陥った原発所員が命令に背いて逃げ去った」

とか、「これは日本版韓国セウォル号事件だ」などと、誤った報道をすることになったのです。震災を受けた現場で命をかけて奮闘した所員たちは、この一連の

報道をどのような思いでごらんになったのでしょうか。このような国民の怒りの声に耐えかね、朝日新聞の木村社長は、九月十一日の夜に記者会見を開き、「おわびすべきだった」と、ようやく謝罪をされたところですが、「今さら」の感は拭えるものではありません。事実をねじ曲げて報道することで、日本、そして日本人の信用をおとしめてきた朝日新聞社は、自ら犯した重大な過ちを真摯に受けとめ、その姿勢を根本から改めるべきではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。
まず、平成二十五年度決算審査に際し、この一年の区としての基本的な姿勢と今後の財政運営について、お伺いをしたいと思います。

一年前、平成二十四年度の決算審査においては、平成二十二年度、二十三年度にわたる二年間の決算不認定を受けての決算審査が行われました。平成二十四年度は、区民生活を支えるという基礎的自治体の役割を踏まえ、生活の安



全を確保し、安心して暮らせる千代田区を実現するという目標を掲げ、執行がなされました。決算審査を通じて、私ども自民党議員団は、執行機関側が、議会での議論を真摯に受けとめ、指摘事項に対しても改善の取り組みを行ってきたことを認め、二年ぶりに決算を認定いたしました。

その際、地方自治体の税財源をめぐる厳しい議論がなされていることを踏まえ、区有財産の維持管理に要する経費を含めた今後の財政需要をわかりやすく、議会、区民に示すことで、より一層効率的、かつ安定的な財政運営を行い、着実に区民サービスを提供していく努力を要望しました。



執行機関としては、この指摘を踏まえ、本年三月に「千代田区公有財産白書」を策定しましたが、この中では、区有施設や都市基盤施設の現状について、その詳細を明らかにするとともに、区有施設の維持、更新にかかる経費の将来予測として、総額約3016億円、年平均約60.3億円が必要との試算が示されました。

一方、今後は、その財源としての基金積立額は減少していくとの予想がなされており、今定例会における区長招集挨拶でも述べられておりましたが、このための行財政効率化の内部努力がより一層必要となってくると思います。

特に、本区においては、「三位一体改革」における「住民税率のフラット化」による影響や、予防接種法の改正に伴う定期予防接種の拡大など、一見すると住民にとってメリットがあるような国による制度改革であっても、地方交付税が不交付であるということによって、区が負担する割合が増えてしまう、あるいは区の税収が減少してしまうということがたびたび起こっております。このように、本区は、国が進める税財政制度改革によって、財政状況が大きく影響を受けるといふ、いわば「足元がおぼつかない財政構造」とならざるを得ないということをしつかりと認識した上で、今後の多額の財政需要に対して計画的に準備を進めていかなければならないと思います。

そこでお尋ねをいたします。

平成二十五年度予算の執行に当たり、限られた財源を有効に活用するという視点から、執行機関としてはどのような工夫をされてきたのでしょうか。予算執行に当たった基本的な姿勢と具体の取り組み内容についてお聞かせください。

また、「千代田区公有財産白書」で明らかとなった区有施設の維持、更新経費の捻出を初め、今後の財政運営については、具体的にどのような想定をされ、どのように対応していこうとお考えなのでしょうか。区民サービスを低下さ

せないための財政運営上の方針と、具体的な財政計画についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、**水害対策**について、お伺いをいたします。

招集挨拶の中で区長も述べられておりましたが、今年の夏は集中豪雨による被害が全国各地で発生をいたしました。特に八月二十日、広島市で発生した局地的な豪雨により、大規模な土砂災害が発生。死者の数は七十人を超え、避難所には現在でも多くの方が避難をされております。

広島市では、八月二十日午前三時二十分から、局地的で短時間に大雨が降りました。崖崩れや河川の氾濫の中、広島市からの避難勧告の発令は四時三十分と、おくれたことが指摘されております。このことに対して、広島市では、真夜中にどしゃ降りの雨が降る中、住民を避難させることで、逆に住民が被害に遭うことを恐れて避難勧告をちゅうちよしたとのことでありました。また、職員の方も、大雨でタクシーが拾えなくなったり、途中で身動きができなくなってしまうた職員もいたために、参集できた職員が不足し、避難所をあけることができなかつたということですが、土地の状況など、千代田区とは全く異なるとはいへ、災害発生時のこうした状況は、本区においても十分に参考にな

ると思ひます。

また、一方、局地的な大雨は都心部でも被害を出してあります。今月十日の夕方、関東地方南部を中心に局地的に激しい雷雨に見舞われ、東京都や千葉県では道路の冠水などの被害が発生しました。大手町では午後五時過ぎまでの一時間に71.5ミリの非常に激しい雨が降りました。都心で一時間に70ミリを超す雨を観測したのは実に十四年ぶり、九月としては観測史上三番目に多い1時間当たりの雨量となりました。

この影響で、秋葉原駅構内は冠水し、雨漏りも多数発生し、周辺道路でもマンホールから水が噴き出すなど、大変な状況となっております。雨そのものは、わずか一時間程度でやんだのですが、それだけに短時間の局地的豪雨の恐ろしさを改めて感じたところであります。

さて、このような水害による被害を最小限に抑えるためには、私は、ハードとソフト両面からの対策を講じなければならぬと思ひます。まずは、今年の雨のような短時間による局地的な豪雨が発生しても、道路の冠水はもろろんのこと、ビルや住居に浸水することのないような「水はけ」や「水の流れ」を考慮したハード面での対策をしなければなりません。十日の豪雨では、実際に被害が発生するなど、残念ながら、今までの対応は不十分でありました。

一方、ソフト面においては、災害や防災に関する情報を適切に区民に伝えることが重要で、東日本大震災の際には、区の動きが区民には正しく伝わっておらず、大変混乱をいたしました。また、広島の上砂災害のように、夜間や土日に発生した場合に、区内居住職員の少ない本区において、警告や避難勧告など、どうやって確実に区民にお知らせすることができるか、改めて検討すべきではないでしょうか。本区には、神田川と日本橋川という2つの川が流れております。豪雨時には、河川の水位が増えることも多く、周辺住民からは不安の声も寄せられております。また、今までにも豪雨によって住居などへの浸水被害も実際に発生していることから、水害対策の見直しは急務であります。

そこでお尋ねをいたします。

全国各地で被害をもたらした局地的大雨の例を教訓に、本区における水害対策について、ハード、ソフト両面から早急に見直さなければならぬのではないかと思います。その認識と今後の具体的なスケジュールをお聞かせください。

また、ハザードマップなどによる住んでいる地域の状況や、発災時に自らとるべき行動など、区民一人ひとりが日常的に知っておかなければならない情報が



区民の間にまだまだ浸透していないのではないかと思います。こうした情報をどうやって的確に区民に周知徹底していくかとお考えなのでしょうか。現状と今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、**住み続けられるまちづくり**について、お伺いをしたいと思います。

千代田区民が、住み、働き続けられるまちであるためには、防災や地域コミュニティなどのあらゆる観点から考える必要があります。特に区民の安全・安心の観点からは、建物の耐震や機能更新が大変重要になってまいります。

平成七年に起きた阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、災害時の建物倒壊による主要幹線道路の閉塞を防ぎ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、都内の要所と緊急物資の輸送拠点を結んだ緊急輸送道路が、第1次から三次まで指定されております。

平成二十三年には、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路のうち、一次に該当する首都高速道路を初め、麴町大通り、内堀通り、目白通り、日比谷通りなど、十一の幹線道路が特定緊急輸送道路に指定され、沿道の建築物への耐震診断が義務化されました。

現在、こうした特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、都と区が連携して、耐震化促進に向けて取り組みを進めていることは承知をいたしております。この事業では、耐震診断の費用は基本的に全額補助され、診断結果が悪かった場合は、次のステップである補強設計や耐震改修を実施していくこととなります。ただ、これらの補強設計や耐震改修への助成は、要した費用の全額ではなく、一部は自己負担となります。そうした資金の工面がつかず、自力で建てかえもできず、土地・建物を売却して区外に転出するケースが増えてきております。

私の住む麹町大通りの実態を例にいたしますが、この地域では、ここ二、三年の間に建てかえを迫られ、大手デベロッパーに売却してしまった建物が五棟、今後一、二年の間で売却をしなければならぬ建物が三棟承知をいたしております。少なくともこれらの建物が売却されることで、今までこの地に住んできた方々は外へ出てしまうことが多く、まさに喫緊な深刻な課題になっております。

一方、デベロッパーとの共同事業による建てかえを行えば、一階での店舗営業の継続や上層階での居住継続も同時に実現できるのではないかとという考えもございます。しかし、実際には、比較的高い容積率が指定されている緊急輸送道路のような大きな通り沿いでさえも、現状の規制では、



デベロッパー側の事業収支が合わず採算性がないのが実態だと聞いております。沿道の敷地だけでなく、裏の宅地も取り込むような大きな共同化なども、区が誘導していかなければ、業務継続、居住継続の実現は大変難しいのではないのでしょうか。また、仮に耐震補強の環境が整ったにしても、今いるテナントをそのままにして補強することもできず、ビルオーナーとしては苦渋の選択をしなければならないこととなります。

そこで、このような地域の厳しい状況を踏まえ、お尋ねをいたしたいと思っております。

平成二十三年に診断義務化された特定緊急輸送道路沿道については、耐震診断の助成期限が、当初は平成二十五年間まででしたが、平成二十六年年度までに延長されました。期間が延びた結果、診断未実施は残り約二十棟というところまで来ていると伺っております。一方、補強設計の助成期限は平成二十六年年度までで、耐震改修助成については平成二十七年年度に期限を迎えます。このような中、耐震化への社会的機運の高まりとともに、耐震性能が満たされていないビルにはテナントもなかなか入らないといった状況が出てきております。このため、個人地権者によるビルにお

いても、耐震化への取り組みが切実な課題となってきました。

しかし、既存ビルの耐震改修には相当の時間を要する工事もあります。現在、耐震改修を検討している方々からは、平成二十七年までという助成期限には間に合いそうもないという声も聞こえてきます。特定緊急輸送道路沿道建築物に係る助成事業が限定的なものということは認識いたしておりますが、助成期限が迫る中、間に合わないと諦めた方が、当該地での事業継続を諦め、売却して外へ出ていってしまう状況も一層危惧されるのではないのでしょうか。

こうした古くからの住民や事業者がいなくなると、ひいては地域コミュニティも崩壊しかねません。地域コミュニティが崩れてしまつては、防災の「共助」も成り立ちません。住み、働き続けられるまちであるためにも、耐震化への意識が確実に高まつてきている今、助



の意識が確実に高まつてきている今、助成期限を延長し、耐震改修などの実績を増やしていくことを検討すべきではないでしょうか。そしてさらにこの問題を解決していくには、区は、今まで以上に大胆な施策の検討をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、区民の多くの居住形態であるマ

ンションについては、手厚い耐震助成制度があるものの、区分所有による合意形成の難しさや、その意思決定の方法など、事務所や商業ビルとは別の課題があり、なかなか耐震化が進まない状況があります。課題の一つであるマンションの建物解体や跡地売却は、民法の原則によって区分所有者全員の同意が必要で、現実的ではないとの意見もございます。こうした中、老朽化したマンションの売却と解体の決議要件を緩和する、マンション建て替え円滑化法の改正があり、十二月に施行される予定です。これにより、耐震性不足など老朽化が進んだマンションについては、デベロッパーのノウハウや資金などを活用した、建てかえや裏の宅地を含めた共同化などについても容易になるのではないかと期待されております。

そこで、区では、このような建てかえや共同化に対して、より一層大胆で積極的な取り組みをしていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、**活気と賑わいあふれるまちづくり**について、お伺いをいたします。

平成十四年に策定した「千代田区第三次基本構想」では、目標年次をおおむね二十年後の平成三十年代における将来像として、「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち

千代田」を示しております。この中では、江戸時代から、日本の政治・経済・文化の中心として、長い歴史と伝統に育まれたまち千代田区の特性を維持、発展させ、次代に引き継いでいくことが、千代田区の「魅力」を高めることにつながっているとしております。また、人々の価値観の多様化している今日、千代田区に住み、働き、学び、集う全ての人々に、独自性・独創性ある施策展開していくことで、誰もが住みたいと思える新たな「都心の魅力」を創出していくことを目指してきましたところであります。

そして、昨年には、この基本構想において目標として掲げた定住人口五万人は、ついに達成をし、今後十年でさらに人口が増加していくことが見込まれ、6万5,000人となる見通しであることが示されております。このことは、「定住人口の回復、増加」という長年の区のまちづくりに対する取り組みの成果であると評価するものであります。

その一方で、都心の魅力や、文化と伝統の継承は実現されつつあるのでしょうか。現在までのまちの移り変わりを見てみますと、気になる点がございます。これまであったビルが建てかえられたとき、一階にあった地元に定着した商店は閉鎖してしまいます。そして、新しく完成したビルの一階部分は、エントランスや駐車場の入り口といったよ

うな建物が目立っております。これまで見なれた商店の賑わいも失せてしまいます。このようなまちでは、住宅や事業所ができて、賑わいを感じる「まち」になることはありません。

このような建てかえ、更新が進んでいる現状を見ますと、多彩さに欠け、画一的なつまらないまちになりつつあると感じ、危機感すら覚えております。まちの魅力、文化を継承するという観点からまちづくりを考えますと、人が行き交う歩道に面し、地域に根づいた商店などは、地域の重要な財産と言えます。これまで地域に賑わいをつくってきた要素をもっと大切にすべきではないでしょうか。

さらに、視野を広げると、区内にある大学、専門学校も地域の財産と言えるのではないのでしょうか。学生の若い力と地域が連携協力することにより、まちの活性化を生み出していくことが期待できるのではないのでしょうか。まちが魅力ある空間となるためには、商店、住宅、事務所、学校などの多様な活動が必要です。さらに、区民や来街者の方が賑わいを感じ、回遊性を持ち、その魅力が持続的でなければなりません。

そこでお尋ねをいたします。

画一的な建てかえ、更新が進み、魅力や回遊性を失いつつあるまちの現状について、区長はどのように認識をしておりますでしょうか。まちの賑わいを継続する、生み

出すという点において、地域に根づいた商店はまちの宝でございませう。宝を失い、魅力を失うことに、地域の方々には危機感をも持っておりませう。例えば、麴町大通りや靖国通りのような大きな通りにおいて、商店を生かした、歩いて楽しい、賑わい、回遊するといった機能のあるまちづくりに取り組むべき時期に来ているのではないのでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、千代田区政にとって最も基本となる諸事項につきまして質問をいたしました。区長並びに係理事者の明快な答弁をお願いいたしましたして、質問を終わります。ありがとうございました。

○石川区長

桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、**予算執行に当たっての基本的な姿勢と具体的な取り組み**についてであります。

平成二十五年度の予算執行に当たりましては、従来から繰り返して申し上げておりますように、将来世代への負担をできる限り少なくするという観点から、効率的かつ安定的な財政運営を行うことを念頭に置き、区民の生活実態や地域の課題を十分に把握しつつ、事務事業の目標を明確にして効果的な執行をすることに努めてまいったわけでござい

ます。

なお、個々の事項につきましては、今後、決算審議の論議に委ねたいと思ひます。

次に、二点目の**区民サービスを低下させないための財政運営上の方針等**でございます。

現在策定作業を進めております基本計画に基づく事業の実施や、お話がありましたように、区有施設の長寿命化や更新に当たって、今後も多額の経費が必要になってくることはご承知のとおりだろうと思ひます。

しかし、招集挨拶でも申し上げたとおり、大都市の財源を地方へ移転し、財源の偏在を是正するという国の税財政改革の動きもあり、本区の財政基盤が脅かされる懸念もあります。そのため、今は健全な財政状況であっても、かじ取りを誤ると一気に転落するという、極めて危ない要素があることを私たちは強く認識しなきやならぬだろうと思ひます。したがって、質の高い区民サービスを持続的、安定的に提供するため、引き続き、不断の内部努力を行い、財政の健全性を維持するために、行政改革条例を踏まえ、効果的・効率的な財政運営を行うことは基本的に変わらぬだろうと思ひます。

ご質問の財政運営上の今後の方針でございますが、財源不足による区民サー



ビスの低下や区民負担の急激な増加を回避するため、これまで十年余りで蓄えた基金の有効活用を現在検討しているところでございます。具体的には、今後想定される区の重点分野ごとの将来需要を勘案しながら、現在ございます、社会資本等整備基金、財政調整基金及び減債基金等を、今申し上げました重点分野ごとに基金の再編をしてみたいと思います。具体的には、来年の当初予算の中で、そこを明快に示しながら、将来の行政サービスを明快にしていきたいと思っております。

今後も区民福祉の向上、区民生活を支えるために、必要な行政サービスを継続的に提供できるよう、強い財政基盤の確立と財政運営に努めてまいりたいと思います。

次に、**緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進**について、お答えいたします。

耐震改修や建てかえ、共同化などに際しまして、個人の資産にどこまで税を投入するかは論議があるところでございます。補助にもおのずから限界があることは、ぜひご理解を賜りたいと思います。

やはり、自身の資産価値を上げる中で、それぞれのご努力もいただかなければならないだろうと思います。特に、ご承知のとおり、千代田区、あるいは二十三区は、固定資産



税も徴収しておりません。さまざまな投入をしても、そのリターンはほとんどないという状況から見ますと、どの辺までをこうした問題について税を投入するかというのは、かなり議論をいただかなきゃならないところだろうと思います。しかし、緊急輸送道路につきましては、建物の倒壊による閉鎖を防ぎ、あるいは、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、耐震診断の結果を受けて、改修に取り組もうとしている建物所有者の皆様方に、今後も補強設計を実施していただきなごう、耐震改修に向けて具体的な検討を進めていただくことが何より重要でございまして、その辺はご理解を賜りたいと思います。

そうした観点から、特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に向けては、東京都とも連携を図りながら、来年度以降の助成期限の延長についてしっかりと要請し、我々もその覚悟でもって臨みたいと思います。

その他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

○ まちづくり推進部長

桜井議員のご質問のうち、初めに、**マンション建て替え円滑化法の改正**について、お答えいたします。

今回の法改正により、耐震性不足などのマンション敷地

売却決議については、区分所有者全員の同意が必要だったものが、5分の4以上の同意に緩和されました。区分所有者の検討の仕組みとして、選択肢が広がることにより、建てかえや共同化に向けた議論が活発になるものと考えておりますが、その際、決議要件を緩和するための、法で対象といたします耐震性が不足するマンションについては、耐震改修促進法に基づく耐震診断を受け、特定行政庁からの認定を受ける必要があります。

建てかえや共同化に向けては、あくまでマンション居住者等の地権者が主体となって考え、その取り組みを進めていくことが基本となりますが、ミニ優良、都心共同などの相談やアドバイザー派遣とともに、容積率の緩和特例も視野に入れながら、耐震性不足などの老朽化したマンションの機能更新を支援してまいります。

次に、活気と賑わいのおあふれるまちづくりについての質問にお答えいたします。

まちが魅力ある空間となるためには、地域の方々の価値観を基本としながら、地域特性を踏まえた活気と賑わいの創出が重要です。都市の商業・業務や居住といった都市の構成要素が連携して活発に機能することで、地域の活力が生み出されていくものと認識しております。さらに、まちの魅力を持続・発展させていくためには、地域の方々、ま

ちを訪れる方々が賑わいを感じ、町なかを回遊していただけるようなまちであることが大切です。

そうした観点から、区は、地区計画制度を活用し、地域の方々と議論を重ねる中で、歴史や文化、景観といった地域特性を踏まえ、まちの将来像を描き、地域の方々と共有し、まちづくりのルールづくりをしてきております。そうした中で、地区によつては、広幅員道路沿道の敷地について、一階部分を商業施設等にすることや、沿道の賑わい、連続性を損ねないことをルール化しております。また、通りや川に面する建築物や屋外広告物の形態、色彩を制限して、調和のとれた景観や低層部の賑わいを求めたケースもあります。さらに、道路際の空間確保や緑化の推進など、その地域ごとでさまざまなルール化を図ってまいりました。

しかしながら、経済や高齢化等の社会的な要因もあり、まちは常に変化を求められます。今後、地域の方々の求める賑わいや魅力ある通りの形成をはかるため、地域の機運の高まりを捉え、議論を重ねて、個性的で魅力あるまちづくりを支援してまいります。

○ 危機管理担当部長

桜井議員の**水害対策**についてのご質問にお答えいたします。

今年の夏も、異常気象に起因する集中豪雨により全国で

多くの被害が発生いたしました。千代田区におきましても、今月十日の集中豪雨で、短時間の降雨でありながらも、区内各所で道路冠水などの被害があったことは、ご指摘のとおりでございます。



今後もし起こり得る集中豪雨などによる浸水防止対策を考える上で、ハード、ソフト両面から対策を講じなければならぬことは、区にとっての重要な課題であると認識をしております。

まず、ハード対策についてでございますが、水はけのための雨水ますの点検を日ごろから地道に行うことで、水災害への事前の準備を行うのはもちろんのこと、区内に都の下水道局が所管する四ヶ所の雨水貯留管と一ヶ所の雨水貯留池が、処理能力は十分であったにもかかわらず、短時間の集中豪雨で道路冠水やマンホールからの雨水噴出などの被害が発生した原因を検証し、必要な措置を申し入れております。

また、区有施設におきましても、地下階への浸水やトイレの逆流などの被害があつた状況を踏まえ、施設の点検を行うことで危険箇所を洗い出し、必要な対策を講じてまいります。

さらに、止水板や土のうを事前に準備することはもとより、水防訓練の実施など、突発的な雨にも対応できる態勢を構築してまいります。



次に、ソフト対策についてでございますが、現在、改定作業中の地域防災計画（風水害編）の中で、大型台風など事前にある程度見通しが予測できる自然災害に対しまして、おおむね五日前からの時間軸を考慮した事前行動計画、いわゆるタイムラインの導入を検討しております。関係機関が互いに協力することで、いつ、誰が、何をすればよいのかを時系列で明確にし、減災に努めてまいります。

また、来年度、防災行政無線のデジタル化に伴い、従来からの音声による周知に加え、機密性の高いマンション等でも聞き逃す心配のない、文字で受信可能な戸別受信機の導入など、区民の皆さんへのさまざまな情報発信手段の導入を検討してまいります。

さらに、区民の皆さん一人ひとりに防災への認識を深めていただくとともに、地域の状況を的確に知っていただくために、地域防災計画の改定を踏まえ、「防災の手引き」に洪水ハザードマップや災害危険度マップ、避難所マップを掲載するなどの内容充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、区民の皆さんの安全・安心の実現のため、必要な措置を講じてまいります。

○再質問

十八番 桜井ただし、自席から再質問させていただきます。

先ほど、区長から、決算について、それと財政等についての決意をお答えいただきましたので、私は、この緊急輸送道路の沿道の補強とか対策について、絞ってご質問させていただきますと思います。

私は、質問の中で、実態としてこういうことがあるんですということ述べさせていただきました。そして、区長は、その現実に対してどのように認識していらっしゃるんですか？ というところについては、区長、お答えになっていらっしやらないですね。

実はこのことは、まちの中でも大変なことになっていて、千代田区の道路というのは、国道あり、都道あり、区道あり、それぞれ道路管理者が違ってきているわけですが、それぞれが整備をすればいいという話じゃないです。区長は答弁の中で固定資産税が千代田区に入ってきてないんだから、しょうがないところがあると言われましたが、そういうことじゃない。もちろん固定資産税が東京都に入

ることで千代田区として動きづらいというのはわかる。しかし、やっぱり千代田区が東京都を動かす位な事をして、何らかの策を取らなければいけないじゃないですか。税の公平性だとか、限界があるというのは、もちろんそのとおりです。ただ、千代田区がやらなければ、国や東京都が動かないことだってたくさんありますよ。

こういう現状を踏まえて、区長として千代田区の長としてどのように認識しているのかということ。それと、区長としてどのようにしていく決意があるのかを、お答えいただきたいと思います。

○石川区長

桜井議員の再質問にお答えいたします。

先ほどは一般論と、特定緊急輸送道路と分けて、答弁を致しました。特に緊急輸送道路沿道については、さまざまな災害時の緊急輸送というようなことがありますので、特に補強設計だとか耐震改修についても、我々のほうは税を投入しているわけでございます。しかし、期限があるので、東京都のほうにもさらに延伸をしていきたいということも申し上げました。

それから、もう一つ、この緊急輸送道路の沿道の建物の耐震に絡みましては、どうしても、単に税の投入だけでは

なくて、さまざまな都市計画の手法を加味しながらやらないと、単にお金だけの問題ではないと思いますので、今後、そうしたことをも含めて、しっかりとやるということになろうと思います。

これは、都でもない、国でもない、地元が地域の人々とさまざまな議論をしながら作っていくということになろうと思います。

